

個別目標 3-2 | 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です

施策 3-2-1

地球に優しいまちをつくります



【10年後のめざす姿】

- 区民・事業者*・区が相互に連携・協働*して、良好な環境と経済活動が両立する持続可能な低炭素社会*が実現しています。

【10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値】



モノサシ(指標)	現 状	25年度	30年度
大田区の二酸化炭素排出量*1(千t/年) 〔基準年:平成2年度2,774千t/年〕	2,978千t/年 (平成17年度)	2,580千t/年 平成2年度比 -7%	2,386千t/年 平成2年度比 -14%
省エネナビ*導入世帯数(世帯)	126世帯 (平成19年度)	500世帯	1,500世帯
太陽光発電設置実績件数(件)	249件*2	800件	1,800件

※1 排出量は、家庭・業務・産業・自動車・廃プラスチックに分けて集計しています。企業活動は、業務・産業・自動車に含まれます。
 ※2 この数字は、平成6年度から16年度までに国の導入促進事業で補助を受け設置した件数です。

【現状と課題】

地球温暖化*は、私たちの日常生活と密接に関係しています。温暖化の原因となる温室効果ガス*のうち、97%を占めているのが二酸化炭素であり、これは主に電気やガス、ガソリンなどのエネルギー消費やごみを処理する過程で発生します。

平成17年度の大田区の二酸化炭素排出量は、2,978千tであり、京都議定書*の基準年である平成2年に比べて約7%増加しています。排出量を部門別に見ると家庭部門が3割、オフィスや小売店などの業務部門が3割を占めることから、家庭や事業所での取り組みがますます重要になっています。

また、東京の真夏日(最高気温が30度以上)と熱帯夜(最低気温が25度以上)の推移を見ても、40年前の昭和43年の真夏日は32日、熱帯夜は9日でしたが、平成20年は真夏日が43日、熱帯夜が23日と大幅に増加しており、地球温暖化やヒートアイランド現象*の進行が顕著となっています。

大田区は、平成19年「大田区地球温暖化対策地域推進計画*」を策定し、平成24年度の二酸化炭素排出量を平成2年度比6%削減する目標を掲げました。快適な生活環境を確保する上でも、日ごろから地球に優しい生活や企業活動を心がけ、実践することが重要です。

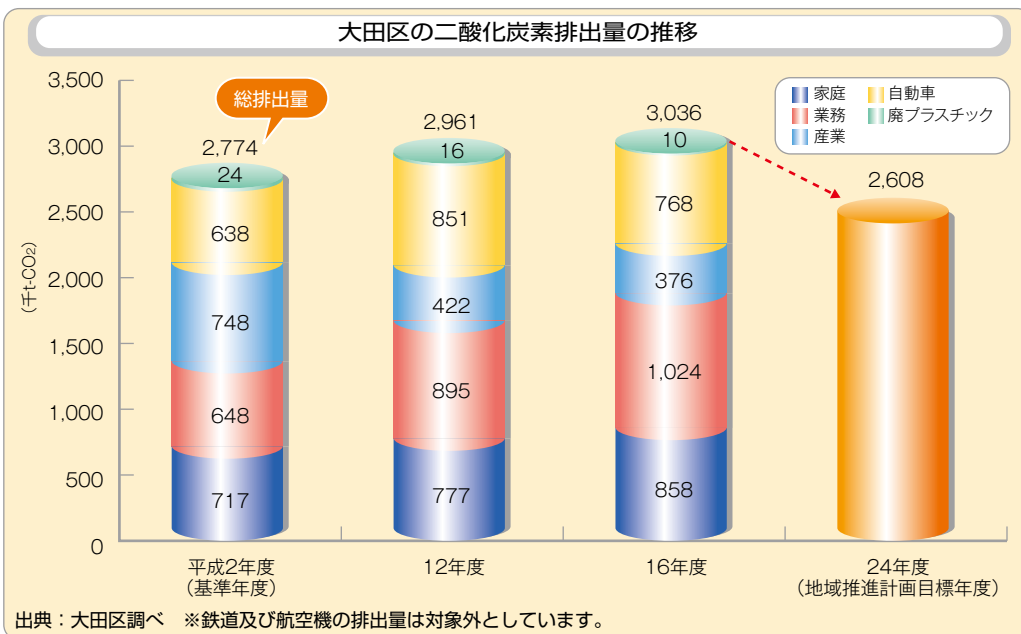
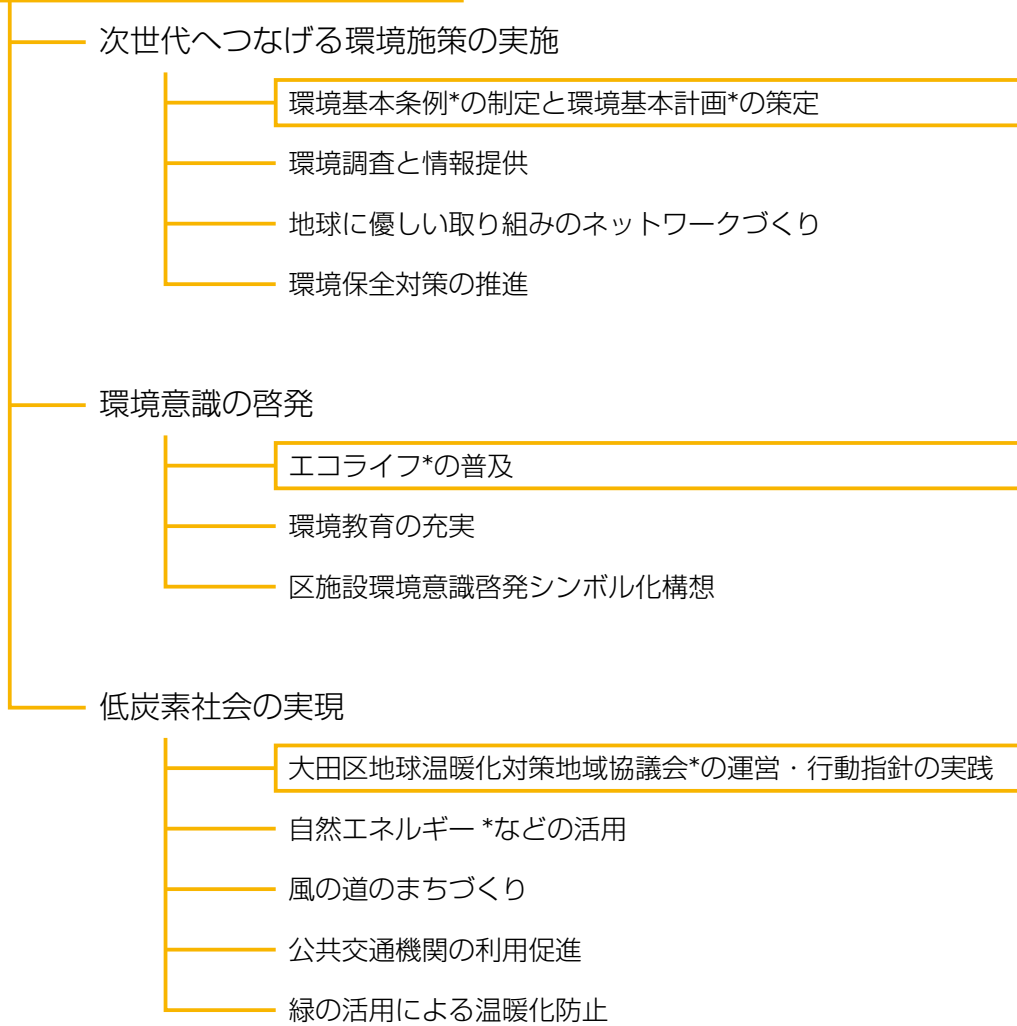
また、大田区は、23区で唯一空港を抱えた区であり、空港の国際化に伴う増便の影響、関連する車両の影響については、二酸化炭素排出量を増加させるおそれがあります。平成22年には、羽田空港貨物ターミナルに太陽光発電(2,000kw)を行う予定です。こうした動きを通じて空港全体での二酸化炭素排出量削減を働きかけていきます。

今後は、大田区で生活する全ての人々が地球環境問題に関心を持ち、日常生活を見直していくとともに、地域特性や社会状況の変化を踏まえながら、区民や事業者、団体・NPO*などが協働して地球に優しい活動に取り組むことが必要です。

【施策の体系】

枠で囲んである事業は、その主な取り組み内容を次ページ以降で紹介しています。

地球に優しいまちをつくります



【 施策の方向性と主な事業 】

①次世代へつなげる環境施策の実施

良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまち*の実現には、区民、事業者*、区がそれぞれの役割や責務を認識し、環境問題に取り組むことが必要です。そのため、大田区の環境行政の考え方と方向性を示す環境基本条例*を制定し、各主体の役割と責務を明文化した上で環境施策を計画的に推進します。

計画事業名		環境基本条例の制定と環境基本計画*の策定						
主な取組内容		環境行政の基幹をなす環境基本条例と実効性のある環境基本計画を区民や事業者と協働で策定し、その目的や理念を広く区民に広報します。						
		(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
環境基本条例の制定			→					
環境基本計画	現況調査			→				
	計画の策定			→	→			
	計画事業の実施					→	→	検証

②環境意識の啓発

地球温暖化*をはじめとする地球環境問題を解決するためには、区民一人ひとりの取り組みが何よりも重要です。省エネルギーの推進やごみの減量など、身近なところから地球に優しい生活スタイルへの転換を促す環境意識の普及啓発事業を計画的に推進していきます。

計画事業名		エコライフ*の普及						
主な取組内容		平成20年度に大田区地球温暖化対策地域協議会(エコライフおおた)が策定した行動指針を踏まえ、区民一人ひとりが家庭や職場で取り組める地球に優しい行動をPRし、普及を促します。 また、環境情報紙やホームページなどで地球温暖化対策関連の情報を発信していくとともに、区民から寄せられた情報を活用するなど、双方向で広く環境意識を波及させる実効性ある普及啓発事業を行っていきます。						
		(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
自然エネルギー*導入助成				→	→	→	→	→
環境学習、環境イベントなどのエコライフ普及啓発事業の実施				→	→	→	→	→

③低炭素社会*の実現

低炭素社会を実現するためには、区民、自治会・町会*、事業者、団体・NPO*、区など、地域を構成する様々な主体が相互に連携・協働*して取り組んでいくことが不可欠です。学校教育における環境学習の推進のほか、産業のまち・大田区の特徴を活かし環境に優しい事業所を積極的に支援するなど、あらゆる場面を捉えて地球温暖化対策を推進していきます。

計画事業名		大田区地球温暖化対策地域協議会*の運営・行動指針の実践						
主な取組内容		地域協議会全体会の下に部会を組織し、より専門的な調査研究を行います。さらに、協議会と区が連携し、学校や地域などを中心に環境に関する具体的な連携・協働事業を展開していきます。 平成20年度に策定した行動指針(区民用)を踏まえ、区民や事業者、団体・NPOなどが取り組む具体的な活動を支援するとともに、区が取り組むべき施策や効果的な実施方法などについて検討を深め、実施します。						
		(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
地域協議会の運営	全体会での検討	→						
	部会での検討	→						
	具体的取り組みとの連携		→					検証
行動指針の普及啓発・効果の検証			→					



都立つばさ総合高校(上)、
都南小学校(右)の環境学習発表

